

記入例 1 (沿道景観形成地区
における戸建住宅)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

令和 3 年 4 月 1 日

(宛先) 伊勢市長

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 **伊勢 太郎**

電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更
		用途 (戸建住宅)	
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	
		種類 ()	
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	目的	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の場所		伊勢市○○町○丁目○ 【※ 地番または住居表示】	
行為の着手予定年月日		令和 3 年 5 月 1 日	行為の完了予定年月日 令和 3 年 8 月 31 日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 ○○市○○町○丁目○ 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○ FAX (○○○○) ○○-○○○○	
	名称及び担当者名	名称 担当者名 ○○○○設計事務所 ○○ ○○	
	※受付欄	※処理欄	

届出日より 30 日以上後となるよう設定してください。

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号 (別紙1)

(表)

行為の内容 (建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

		届出部分	既存部分	合計		
新築・増築・改築・移転	敷地面積	450.50 m ²	m ²	450.50 m ²		
	建築面積	77.00 m ²	m ²	77.00 m ²		
	延べ面積	(2 階) 132.50 m ²	(階) m ²	(2 階) 132.50 m ²		
	高さ	8.275 m	m	8.275 m		
	構造	木造				
			届出部分	既存部分		
外部仕上げ	屋根	色彩	グレー (N8)			
		素材	日本瓦			
	外壁	色彩	薄いベージュ (10YR7/4) 薄いベージュ (10YR8/3)			
		素材	防火サイディング 杉板			
		届出部分	既存部分	合計		
敷地の緑化	緑地面積	50 m ²	m ²	50 m ²		
	樹種等	槇、サツキ				
その他						
外観の変更 (修繕・模様替)・色彩の変更			変更面積	変更後	変更前	
	(対象建築物) ・外観面積 <u> </u> m ² ・建築面積 <u> </u> m ² ・延べ面積 <u> </u> m ² ・高さ <u> </u> m ・構造 <u> </u>	屋根	色彩	m ²		
			素材	m ²		
		外壁	色彩	m ²		
素材			m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		通り沿いのまちなみの連続性に配慮し、切妻・妻入りの計画とした。 既存の樹木をできるだけ残すよう配置計画を工夫した。				

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()内には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押し出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、伊勢市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区用（市街地ゾーン）用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。 該当するゾーンのシートを使用してください。

行為の場所	伊勢市〇〇町〇丁目〇 【※ 地番または住居表示】
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <input checked="" type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> 重点地区（重点地区の場合は、重点地区用のシートを使用してください。） <input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input checked="" type="checkbox"/> 道路－道路の名称（ 古市街道 ） <input type="checkbox"/> 鉄道－鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input type="checkbox"/> 河川－河川の名称（ ） <input type="checkbox"/> 海岸－海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おはらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

(2) 行為の場所が属するゾーンの景観形成基準が該当するか、また、計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

行為が景観形成基準に適合しているかどうか自己チェックしてください。
該当しない項目には斜線を入れてください。

【建築物・工作物本体に関する事項】（市街地ゾーン用）

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
規模・配置	① 規模・配置 ○規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。 A. 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。 B. 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。 C. 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。 D. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。	■ ■ □ □	・周辺の建築物から突出しない高さとし、まちなみに調和する計画とした
	② 壁面の位置 ○壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 A. 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。 B. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。	■ □ ■	
形態意匠	③ 形態意匠 ○形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。 A. 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 B. 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。 C. 商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。 D. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。 E. 壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。	■ ■ □ □ ■ ■	・通りの歴史的背景を考慮し、切妻・妻入りの形態とした ・近隣の建築物と屋根の勾配を揃え、周辺景観に調和させた
	④ 色彩 ○色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 ・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、彩度の上限を定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	■ ■	・屋根、外壁については、周辺景観と調和のとれた落ち着いた色彩を選定した

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑤ 素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は日本瓦葺き、外壁の一部を杉の下見板張りとし、素材の良さを形態意匠に生かした ・杉板を外壁に使用し、素地を生かした仕上げとした
	A. 素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。	■	
	B. 年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用するように努めること。	■	
⑥ 屋外設備	○屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外設備は道路から見えにくいよう配置した
⑦ その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・外構の照明は、電球色を使用し、間接照明とした

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項	素材		色彩計画			
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材	日本瓦		色相 N	明度 7	彩度
	外壁材	杉下見板張り		色相 10YR	明度 8	彩度 3
	()					彩度
	アクセント色					
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	北立面	m ²	m ²	m ²		

【敷地に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑧ 敷地内の緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地をできる限り継承することとした
	A. 敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。	■	
	B. 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	□	
	C. 既存の緑をできる限り継承すること。	□	
⑨ 敷地の外構	○フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・ダークブラウンのフェンスを採用した。
⑩ 擁壁の形態意匠	○道路等公共の場所から望見できる部分について、緑化や形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。	■	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁に勾配をもたせ、圧迫感を軽減した ・擬石ブロックを使用した

記入例 2 (一般地区における
携帯電話基地局の新設)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

令和 3 年 4 月 1 日

(宛先) 伊勢市長

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 **伊勢 太郎**

電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	
		用途 ()		
	行為 の 種 類	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	
			種類 (コンクリート柱 (携帯電話基地局))	
			目的	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行 為
(4) 土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採その他 の土地の形質の変更				
(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その他 の物件の堆積				
行為の場所		伊勢市○○町○丁目○ 【※ 地番または住居表示】		
行為の着手予定年月日		令和 3 年 5 月 1 日	行為の完了予定年月日	令和 3 年 8 月 31 日
連絡 先	所在地及び 電話番号	所在地 ○○市○○町○丁目○ 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○ FAX (○○○○) ○○-○○○○		
	名称及び 担当者名	名称 ○○○○株式会社 担当者名 ○○ ○○		
	※ 受付 欄	※ 処 理 欄		

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号 (別紙2)

(表)

行為の内容 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

工作物の種類		携帯電話基地局 (伊勢市景観規則第2条第2項第 3 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	10.0 m ²	m²	10.0 m ²	
	築造面積	5.0 m ²	m²	5.0 m ²	
	高さ	14.8 m	m	14.8 m	
	構造	コンクリート柱			
	仕上げ	色彩	明るいグレー (N7.0)		
		素材	鉄筋コンクリート		
			届出部分	既存部分	合計
	敷地の緑化	緑地面積	0 m ²	m²	0 m ²
		樹種等			
その他					
色外観の変更 (修繕・模様替)	(対象建築物) ・外観面積 <u> </u> m ² ・築造面積 <u> </u> m ² ・高さ <u> </u> m ・構造 <u> </u>	変更面積	変更後	変更前	
	色彩	<u> </u> m ²			
	素材	<u> </u> m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	コンクリート柱が空に溶け込むよう、明るいグレーとした。 周辺の樹林地に配慮し、フェンスをダークブラウンとした。				

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）内には、伊勢市景観規則第5条第2項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(2) 行為の場所が属するゾーンの景観形成基準が該当するか、また、計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為

**行為が景観形成基準に適合しているかどうか自己チェックしてください。
該当しない項目には斜線を入れてください。**

【建築物・工作物本体に関する事項】（集落・農地ゾーン用）

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
規模・配置	○規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。	■	<p>・道路沿いの敷地ではあるが、道路からできるだけ離すことにより、圧迫感、威圧感を軽減した。</p>
	A. 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。	□	
	B. 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。	□	
	C. 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	□	
	D. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。	□	
壁面の位置	○壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	□	
	A. 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	□	
	B. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。	□	
形態意匠	○形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。	■	<p>・コンクリート柱を採用し、シンフルな外観とした。</p> <p>・特に主要な景観資産は周辺にない。</p>
	A. 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。	■	
	B. 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。	□	
	C. 商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。	□	
	D. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。	□	
	E. 壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。	□	
色彩	○色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。	■	<p>・コンクリート柱の色彩は彩度を抑えた中明度の灰色(N7.0)とする。</p> <p>・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)とする。</p>
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、彩度の上限を定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	■	

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑤素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。	■	・周辺のコンクリート柱と同様のものを使用する。
	A. 素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。	□	
	B. 年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用しよう努めること。	□	
⑥屋外設備	○屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。	□	・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、(10YR2.0/1.0)とする。
⑦その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	□	・夜間照明設備は設置しない。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項	素材	色彩計画		
		色相	明度	彩度
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			
	外壁材			
	(コンクリート柱)	鉄筋コンクリート	色相 N	明度 7.0
	アクセント色			
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5
	東立面	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²

【敷地に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑧敷地内の緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	・敷地が基礎に必要な範囲のみのため、敷地内を緑化する余地がない。
	A. 敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。	□	
	B. 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	□	
	C. 既存の緑をできる限り継承すること。	□	
⑨敷地の外構	○フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。	■	・フェンスの色彩は、周辺の樹林地に配慮し、ダークブラウンとした。
⑩擁壁の形態意匠	○道路等公共の場所から望見できる部分について、緑化や形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。	□	

記入例 3

(一般地区における
開発行為)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

令和 3 年 4 月 1 日

(宛先) 伊勢市長

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○

氏 名 伊勢 太郎

電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更	
		用途 ()		
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更		
		種類 ()		
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	住宅団地の造成		
(4) 土地の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更	目的			
(5) 屋外における土石、廃 棄物、再生資源その他の 物件の堆積				
行為の場所		伊勢市○○町○丁目○ 【※ 地番または住居表示】		
行為の着手予定年月日		令和 3 年 5 月 1 日	行為の完了予定年月日	令和 3 年 8 月 31 日
連絡 先	所在地及び 電話番号	所在地 ○○市○○町○丁目○ 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○ FAX (○○○○) ○○-○○○○		
	名称及び 担当者名	名称 担当者名 ○○○○建設株式会社 ○○ ○○		
	※ 受付 欄	※ 処 理 欄		

届出日より 30 日以上後と
なるよう設定してください。

1 ※印の欄は、記入しないでください。

いずれかの該当行為のみ記述してください

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容（開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 <u>4,000 m²</u>	変更後の土地の形状	・宅地と周辺地盤とで2mの高低差あり
	のり面又は擁壁の規模 高さ <u>2 m</u> 長さ <u>250 m</u> 勾配 <u> </u> %	のり面等の外観	・技術基準の勾配以下とした ・間知ブロックを使用した
		緑化の方法	・緑化面積：200 m ² ・樹種：サクラ ・緑化の工法：種子吹き付け ・既存樹木：保存した
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 <u>10,000 m²</u>	採取又は掘採の位置・方法	・道路に面した地形と樹木を残し、行為地を道路からできる限り離すことにより、目立ちにくくする
	のり面又は擁壁の規模 高さ <u>30 m</u> 長さ <u>300 m</u> 勾配 <u>45 %</u>	跡地の緑化の方法等	・跡地の緑化面積：約5,000 m ² ・樹種：落葉広葉樹、常緑樹の混合林 ・緑化の工法：植樹
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 <u>4,500 m²</u>	物件の種類	・土木、建築資材（コンクリート二次製品、銅管など）
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ <u>3 m</u>	堆積又は貯蔵の位置・方法	・資材の種類別に整然と積み上げる ・道路際には高く積み上げない
		遮へいの方法	・道路に面する部分に高木を植栽する
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	・行為が終わったところから順番に緑化していく など		

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「のり面等の外観」欄には、のり面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及びのり面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

行為の場所	伊勢市〇〇町〇丁目〇 【※ 地番または住居表示】
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <input checked="" type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> 重点地区（重点地区の場合は、重点地区用のシートを使用してください。）
	<input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input checked="" type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input checked="" type="checkbox"/> 道路—道路の名称（ 御幸道路 ） <input checked="" type="checkbox"/> 鉄道—鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input type="checkbox"/> 河川—河川の名称（ ） <input type="checkbox"/> 海岸—海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）—山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おはらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

いずれかの該当行為のみ記述してください。

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑪ 形態意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	■	・擁壁等の構造物を極力減らし、高低差はのり面で処理した
⑫ 緑化	○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	■	・技術基準の勾配以下とし、のり面を種子吹き付けにより緑化をした。
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	■	・行為地にある古木を残した

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑬ 採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	■	・行為は道路から目立ちにくい場所で行う。
⑭ 遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	■	・行為地周辺を塀で囲い採取によるのり面を見通しにくくしている
⑮ 緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	■	・採取後に緑化し易いのり面形状とする。

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑯ 集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	■	・積み上げは公共の場所から極力離れた位置とし、高さを低くしている。
⑰ 遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	■	・周囲に塀を設け、出入り口を最小限とする。